



福井県版

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
福井県本部

〒918-8203
福井市上北野2-9-15
TEL0776-76-0836

私たちの運動の基本

- 一、治安維持法体制の復活に反対する
- 二、国は戦前の治安維持法が人道に反する悪法であることを認めること。
- 三、国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

オール福井反原発連絡会や、若狭の原発を考える会などは3月23日、県庁前で宣伝行動と県や議会に対して申し入れと議会傍聴を行いました。

県庁前での宣伝行動(写真)では、「うごかすな老朽原発」などの横断幕やのぼりを掲げて、昼休みに通る県庁職員や会社員などに参加者それぞれがアピールしました。山本きよ子敦賀市議(県同盟幹事)もマイクを手に「敦賀市にも原発があります。再稼働しようとしている美浜原発も敦賀市街地のすぐそばです。口には出さなくてもみんな不安に思っています。先日、2億1千万円かけたシェルターの見学会がありました。高齢者や障害者など逃げられない人は、自衛隊などが助けに来るまでの3日間はシェルターのある場所で過ごせというわけです。こんな危険性のともなう原発を子や孫の時代まで残さないでください」と訴えました。

この日の臨時議会では、原発の再稼働反対や慎重な審議を求める請願は全て不採択となりました。

そして杉本知事は翌24日、美浜原発と高浜原発を視察し、「安全性は非常に高い水準になっている」として28日には、40年を超える関電の老朽原発再稼働に同意することを梶山経済産業相に伝えました。

40年超の老朽原発を動かすことは戦争犠牲者を大きくした時と同じです

こうした杉本知事の姿勢は、1945年3月の東京空襲で10万人の命が一夜で奪われても「空襲を恐れるな、皇都を守れ」と指示して、戦争政策を推進した政府の態度と同じです。もしあの時、敗北を認めて終戦の決断に舵を切れば、その後の沖縄地上戦、福井空襲、広島、長崎の悲劇も生まれなかった。



7名入会。現勢 150名突破

「同盟躍進期間」の呼びかけに応じて

県同盟は中央の「コロナ禍に打ち勝ち総選挙勝利のための同盟躍進期間」の呼びかけに応じて奮闘しています。

5月1日〜5日の連休中に福井市で音楽の先生など3名、丸岡町では元校長先生など2名、春江町ではうたごえ活動家ご夫妻が入会されました。

これで、5月に入って7名が加盟。150名を突破してこれまで最高の現勢になりました。しかし、県同盟はまだ小さいです。情勢に応えた活動をすすめるためにさらに大きな県同盟が必要です。そのために全同盟員が5月末までの「同盟躍進期間」中に結び付きのある人に入会や署名を働きかけましょう。来年の全国大会までに200名の県同盟建設を実現しましょう。(今月の「不屈」に同封した入会申込書を活用ください)。

県中央メーデー会場でも署名行動

今年の県中央メーデーはコロナ禍のために人数を絞って、約70名の会場参加者とオンラインで開催され、政権交代を実現する共闘の強化を呼びかけるメーデー宣言を採択しました。会場での署名行動では、30筆の署名がありました。

平和憲法を守れ！ 5月3日

福井総がかりアクション、スタンディング

憲法記念日の5月3日、福井総がかりアクション主催の平和憲法を守り育てようとスタンディングがJR福井駅前で行われました。横断幕やプラカードを手に参加者からは「9条改憲反対」「平和憲法を守ろう」と声をあげて市民にアピールしました。



戦争の歴史を語り継ぐために

『福井新聞』の「論説」を読んで

村井慶三

「太平洋戦争末期、おおい町大島に水中特攻兵器『蛟龍』(こうりゅう)の本格的な基地が実際に存在したことが分かった。蛟龍は本土決戦における切り札として開発された特殊潜航艇」と『福井新聞』(3月31日)は報道した。さらに、記事には開戦間もない1945年9月1日付で連合軍総司令部(GHQ)に提出された目録によると「大島(浦底周辺)の基地は潜航艇の製造施設と訓練基地から成る大規模なもので、小浜湾の内海を囲むように製造関係だけで約40の施設があった。未完成が多いが通信施設などは完成していた。また、4月19日の「論説」で「戦後76年、戦争の記憶や戦争遺跡が年々失われていく。地域の戦争の歴史を語り継ぐことは、平和な社会の構築に欠かせない」と強調した。

この福井新聞「論説」には共鳴する。さらに何故今までこれほど大きな基地があったことが分からなかったことも掘り下げた記事を期待したい。

軍機保護法違反で懲役刑の高浜漁業組合幹部

私たち県同盟の調査によると、1942年(昭和17)1月31日に福井地裁で軍機保護法違反で検挙され、1ヶ月余りに懲役6ヶ月の判決を受けた高浜漁業組合幹部北向菊之助がいる。判決理由には「高浜漁業組合幹部として幹部会席上、船舶航行禁止区域拡張の件を説明中に若狭湾内の小島を望見した軍事施設の着工と進捗状況を語り海軍の軍事上の秘密を他人に漏泄した」としているが、不思議なことにこの判決文には該当の地名もないし、軍機法の何条に違反している

おおいに水中特攻基地

太平洋戦争末期・大島

兵器「蛟龍」建造の壕跡 大規模施設か

大島半島に水中特攻兵器「蛟龍」の製造・訓練基地があったことが分かった。この基地は浦底周辺の小島にあり、大規模な施設であった。兵器「蛟龍」は、太平洋戦争末期に開発された特殊潜航艇で、本土決戦における切り札として開発された。基地には製造施設と訓練基地があり、約40の施設があった。また、通信施設なども完成していた。戦後76年、戦争の記憶や戦争遺跡が年々失われていく。地域の戦争の歴史を語り継ぐことは、平和な社会の構築に欠かせない。

『福井新聞』(3月31日付)

るかも書かれていない。『思想月報』には、当該軍機が何条に該当するか機密上示す必要はない。国防保安法の特例刑事手続きにより審理期間が著しく短縮された一例である、と解説。

今でこそ、原発道路ができて「大島半島」には車でもいけるようになったが、それまでの交通手段は船しかなかった時代のことである。だから今回の『福井新聞』記事を読んで、北向が見た軍事施設建設の島とは、おおい町の「大島」だったのでないかと思った。ところがその後の調査で、額部厚・山口大学名誉教授が『II戦前編「秘密保護法」の役割』の中で「福井県高浜漁業組合幹部北向菊之助(当時五四歳)は舞鶴湾外の冠島に設営された軍事施設を出漁中偶然発見し、同組合理事長亀田三吉等に漏洩したとして福井地方裁判所から一月三十一日に懲役六カ月の処罰を受けた。」と内務省警保局編『外事警察概況』(第七巻「昭和一六年」)に基づいて紹介していた。

この文献を読んで私は、漁業組合幹部が見た軍事施設建設中の島は、おおい町の「大島」ではなく、舞鶴市の若狭湾内に存在する「冠島」であったことを知った。それにしても、戦前の日本は仲間内の会話でも都合の悪い内容が当局の耳に入ると厳しい取り締まりの対象となっていたことがわかる。

足羽山から市内の写真を撮ってもダメ

『福井県警察史』(昭和34年発行)によると戦時中の「軍機保護法では一〇〇メートル以上の高所より、地形・地物を撮影することを厳禁しているので本県の場合その一例として足羽山から福井市の写真を撮ることは御法度、杉津駅付近の汽車から敦賀湾一帯を撮ることも絶対に行けなかった」と記してある。まして、軍事施設のある島の話をするなど許されなかった。何気なく話した内容が当局に知られて検挙された事例はいくつもある。

今立郡正光寺住職・服部猶震が「出征兵出発の時は万歳万歳の声に送られて元気に行くが、彼地で戦死するときには、天皇陛下万歳と唱へて死ぬものはなく、全部泣き乍ら母の名や妻の名を呼んで死ぬ、又勲章や年金等は娑婆に生きている間は有難いが死んでからは何にもならない」(特高月報)と説教したことが当局に伝わり、「嘘を流布した」として住職は陸軍刑法によって送検された。

こうして政府と軍部は国民監視を強めて国策批判を抑えて、無謀な侵略戦争への道を突っ走った。

歴史の教訓から学んで平和な社会をめざそう

ところが今、安倍・菅政権の下で秘密保護法や共謀罪、沖縄辺野古の基地建設などが強行されている。さらに、学術会議の人事介入で学問の自由まで奪い、戦前に逆もどりするような動きが強まっている。森友学園疑惑でも政権に都合の悪いことは隠ぺい・改ざんが行われてきた。

私たちは歴史の教訓から学び暗黒の時代を再び繰り返さないためにも「戦争の歴史を語り継ぐ」運動に参加したい。県同盟が発行している『弾圧に抗して平和と民主主義をもとめた人々』の学習、普及もそのひとつである。